

鳥取藩政資料からみた竹島問題（安龍福の来藩の記録）

鳥取県立博物館長 谷口博繁

元禄5年（1692）の遭遇

年	月日	事項	出典
元禄5 (1692)	2月11日	村川・大谷船、米子出船。	鳥取藩史
	2月21日	朝鮮船11艘出船。	鳥取藩史
	2月30日	隠岐福浦着。	鳥取藩史
	3月23日	朝鮮船5艘、竹島漂着。	鳥取藩史
	3月24日	福浦発。	鳥取藩史
	3月26日	竹島の内いか島に着岸、砲が取られた様子を発見。	鳥取藩史
	3月27日	竹島浜田浦で船2艘、朝鮮人20人ばかりを発見、大坂浦へ廻り、通詞と会話、朝鮮人の説明を聞く。以前備え置き of 道具・船等は朝鮮人が使用。出船。	鳥取藩史
	4月5日	米子着。	鳥取藩史
	5月2日	江戸和田左門、幕府朝鮮人が島から帰れば構いなしの旨、鳥取へ飛脚差し出し。	控帳元禄5年5月10日条
	5月10日	和田の書状、家老受取。	控帳元禄5年5月10日条

第1回来藩

年	月日	事項	出典
元禄6 (1693)	2月15日	大谷船、米子出船。	竹島考、因府歴年大雑集
	2月17日	出雲国雲津へ着、数日滞在。	竹島考、因府歴年大雑集
	3月2日	雲津出船、隠岐国島前に着船。	竹島考、因府歴年大雑集
	3月10日	隠岐道後福浦へ着。	竹島考、因府歴年大雑集
	3月27日	アンピンシャン等、釜山を発、同日竹島着。	竹島考
	4月16日	福浦を出船。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月17日	未刻、竹島へ着。浜田浦は朝鮮人多きに付、唐船が崎へ船繋留。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月18日	朝、船頭黒兵衛以下7名で西浦を捜索、その後北浦で、朝鮮漁民1名発見、その者を連れ、大天狗に廻る。そこで、通詞ともう1名を船に招き、尋問する。そして、今年の漁をあきらめ、未刻竹島を発。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月20日	隠岐道後福浦へ着。松江藩役人より取り調べ。朝鮮人へ役人より酒肴を贈る。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月23日	福浦発。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月26日	島前着。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月27日	米子着。大谷宅へ2名を置き、荒尾修理へ届ける。	竹島考、因府歴年大雑集
	4月28日	米子へ朝鮮人連行の報、米子荒尾修理より届く。江戸へ報告の飛脚差し出し。江戸から指示ある迄、大谷宅に置き、番人を付けるよう指示。	控帳4月28日条
	5月11日	朝鮮人の外出無用、酒は3升以下との指示。	控帳5月11日条
	5月11日	大谷藤兵衛、夜前鳥取に到着。	控帳5月11日条
	5月12日	大谷藤兵衛・船頭2名、会所で事情聴取。	控帳5月11日条
	5月16日	幕府、朝鮮人を長崎へ送るよう指示。	鳥取藩史
	5月22日	幕府勘定頭松平美濃守へ竹島に関する尋ねへの1次回答差し出し。	鳥取藩史
	5月26日	朝鮮人を長崎へ送るよう幕府からの指示届く。長崎への移送方法、使者等を決定。	控帳5月26日条
	5月28日	朝鮮人鳥取移送の際、見物みだり無きよう家中及び街道筋へ触れ。	控帳5月28日条
	5月29日	朝鮮人朝米子発足。	控帳5月29日条
	6月1日	朝鮮人、晩鳥取着、宿荒尾大和宅。	控帳6月1日条
	6月2日	式部・将監・日向、荒尾大和宅で朝鮮人に面会、その後会所へ。	控帳6月2日条
	6月4日	（朝鮮人、鳥取へ着）	因府年表同日条
	6月5日	辰之助（池田清定）、朝鮮人見物の為、町会所へ入る。	因府年表同日条
	6月6日	長崎への使者山田・平井へ、長崎奉行への書、道中條目を相談。	控帳6月6日条
	6月7日	朝鮮人辰下刻鳥取発足。	控帳6月7日条
	6月7日	幕府から竹島渡海に関するお尋ねへの回答、江戸へ送る。同文を使者2名へも道中へ送る。	控帳6月7日条 因府年表同日条
	6月27日	幕府勘定頭松平美濃守へ第2次回答差し出し。	鳥取藩史
	6月30日	朝鮮人長崎へ到着。	控帳7月18日条
	7月18日	使者2名、長崎に無事到着、引渡済みの報、鳥取へ到着。	控帳7月18日条
	7月24日	使者2名、鳥取へ帰着。	鳥取藩史
7月25日	使者2名、鳥取へ帰着。	因府年表6月7日条	
9月19日	使者2名、同行医師へ褒賞。	控帳9月19日条	

第2回来藩

年	月日	事項	出典
元禄7 (1694)	5月9日	竹島に向かうも、難風のため帰帆。この日、その旨家老に届く。	控帳
	11月26日	大谷・村川の拝借金願いを受理せず。	控帳
元禄8 (1695)	春	竹島渡海するも、朝鮮人在島のため帰帆、途中松島で蝸を獲て帰る。	鳥取藩史
	12月24日	幕府老中より竹島に関するお尋ねあり。	鳥取藩史
	12月25日	幕府老中へ返答。	鳥取藩史
元禄9 (1696)	1月25日	松島について幕府のお尋ねへ返答する。	鳥取藩史
	1月28日	幕府老中より、竹島渡海制禁の奉書受取。	御用人日記写(鳥取藩史)
	5月20日	朝鮮船、隠岐着。	御用人日記6月13日条
	6月2日	隠岐代官より鳥取に朝鮮船来航の報。	御用人日記6月13日条
	6月4日	朝鮮船、赤碕着。	御用人日記6月13日条
	6月5日	鳥取に朝鮮船赤碕着岸の報、御船手山崎主馬を赤碕に派遣。御目付平井金左衛門、郡奉行2名に作廻を指示。	控帳6月5日条
	6月12日	朝鮮人の儀につき、荒尾志摩宅で寄合。	控帳6月12日条
	6月12日	朝鮮船を賀露に移し、東善寺宿所。	竹島考
	6月13日	幕府老中大久保加賀守へ来着の届。	御用人日記6月13日条
	6月14日	朝鮮人、青谷より賀露東善寺へ移る。	控帳6月14日条
	6月15日	朝鮮人の儀につき、荒尾志摩宅で寄合。賀露での対応を郡奉行らに指示。	控帳6月15日条
	6月21日	賀露から町会所へ移す。	竹島考
	6月22日	幕府老中大久保加賀守へ第2報(青谷千念寺滞在中)の届。長崎奉行諏訪兵部へ同様の報。	御用人日記6月22日条
	6月23日	大久保加賀守、聞き役吉田平馬を呼び、対馬藩通辞派遣の旨を伝える。	御用人日記6月22日条
	6月24日	大久保加賀守、聞き役吉田平馬に、書付を渡す。(鳥取へ送付)	御用人日記6月22日条
	6月26日	江戸より鳥取に朝鮮人に関する飛脚差し出し。	御用人日記6月26日条
	7月16日	異国船に関する幕府奉書、御船手から浦々へ触れるよう指示。	控帳7月16日
	7月19日	藩主綱清帰国。	控帳7月19日
	7月22日	青嶋の朝鮮人、和田瀬兵衛に作廻を仰せ付け。	御用人日記7月22日条
	7月24日	江戸、大久保加賀守、竹島渡海制禁の奉書を大谷・村川に達すよう、重ねて指示。	竹島記事
	8月1日	米子大谷・村川へ竹島渡海制禁の奉書写を渡すよう、荒尾修理へ渡す。	控帳8月1日条
	8月1日	江戸、大久保加賀守、朝鮮人を長崎に送らず、直接帰国させるよう指示。	御用人日記8月6日条
	8月4日	鳥取、平井金左衛門・辻晚庵、青嶋へ行き、帰帆すべきを伝える。ただし、濁水により出船できず。	御用人日記8月6日条
8月6日	朝鮮船賀露を出港。平井・辻見届け。同日広沢半右衛門に賀露出港を江戸に伝える使者の命。	御用人日記8月6日条 控帳8月6日条	
8月18日	対馬藩使者・通辞、用瀬まで来るも、帰す。	御用人日記8月18日条	
8月19日	18日の用瀬の件、この日家老のもとに記録。	控帳8月19日条	
9月19日	賀露東善寺、青谷医師斎藤徳元へ朝鮮人応接に関し金銀を遣わす。	控帳9月19日条	
11月23日	村川へ米子塩運上を認める。	控帳11月23日条	

享保年間の幕府取り調べ

享保7 (1722)	11月	幕府へ、①竹島渡海を止め、②竹島の産物は蝸とミチ油、③竹島の広さはわからない旨を回答。	鳥取藩史
享保9 (1724)	閏4月16日	幕府へ、竹島渡海に関する資料を提出。	鳥取藩史
	閏4月28日	幕府勘定奉行寛播磨守より再度お尋ね。	鳥取藩史
	5月	寛播磨守へ回答提出。	鳥取藩史

●資料紹介

<鳥取藩政資料>

旧鳥取藩(因幡・伯耆の2国:現在のほぼ鳥取県域に相当)の藩主池田家に伝わり、昭和44年に鳥取県に寄贈された膨大な資料群。

寛永9年(1632)の初代光仲から明治初年(1868)までの約240年にわたって、藩の各部署で作成された記録をはじめ、鳥取藩政全般にわたる資料。資料総数は約15,000点。平成6~8年度で『鳥取藩政資料目録』を刊行。

<因府年表>

藩士岡嶋正義が天保13年(1842)ごろに編纂した鳥取藩の年表。

5巻…貞享3年(1686)~元禄6年(1693)

6巻…元禄7年(1694)~元禄13年(1700)

<竹島考 上・下>

藩士岡嶋正義が文政11年(1828)に編纂した竹島(現、鬱陵島)に関する地誌。上下2巻で構成。

<鳥取藩史>

鳥取藩政資料をもとに、明治42年から昭和8年にかけて旧藩主池田公爵家により編纂され、その後、鳥取県立図書館から昭和40年代に刊行。

「事変志一」…元禄9年(1696)の安同知(龍福)の2度目の来藩の際の鳥取藩の対応が詳しく記載。

●『因府年表』元禄6年(1693)

六月

四日

米子詰の加藤郷右衛門と尾関忠兵衛が、朝鮮人アンピンシヤ(東萊の人、年42歳、和語通詞である)とトラヘ(蔚山の人、年34歳。最初から最後まで筆と硯を採らなかったの、その本当の字は伝わっていないという)、この両客を連れて鳥府(鳥取城下)へ来た。しばらく本町の町会所(2丁目にあった)に居らせることとなった。

推察するに、この度、朝鮮人を連れて来た理由は、近年、彼の国の魚船団が、大谷・村川の船が竹島に到着する前に、先に渡海して、此の方(大谷・村川)の漁業を妨げるため、両家の者は大いに迷惑し、前にもこれを呵禁(叱り、禁止した)したけれども、まったく許諾する様子はなく、以後はかえって多くの船を渡し、いよいよ狼藉の挙動が伺えるようになったので、最早、方法は無く、しいて異客等を連れ帰り、ことの次第を詳しく申し上げて、幕府の裁定を受けるためと聞いている。

五日

辰之助君(藩主池田光仲の子)が、朝鮮人を見物されるため、町会所へ入られた。

七日

先に異客護送の使節に任命された山田兵左衛門と平井甚右衛門は、今日、陸路で肥前国長崎に出発した。他に御医師の竹間玄碩と御徒5人、軽卒、御小人が若干名、並びに脚力、料理人までも付けられた。

晦日(三十日)

彼の地(長崎)に到着し、御奉行(長崎奉行)の川口摂津守殿へ、その異客二人を引渡し、7月25日、(鳥取に)問題なく帰着したという。

●『因府年表』元禄9年(1696)

六月

四日

伯耆国赤崎灘(現、鳥取県琴浦町赤碕)へ朝鮮国の船が着岸した。(これは、)事前に隠岐国の代官より、「竹島(現、鬱陵島)へ渡海する朝鮮船32艘の内から、伯耆国へ訴訟のため、使いの船を派遣する」という連絡があった船であり、乗組員は11人であった。

当時は、幕府が隠岐島に代官を置いていた。

六日

異国船が到着したため、御船手の山崎主馬に命じて、急ぎ赤崎へ派遣したところ、長尾鼻の海上で、その異国船にはたと出逢ったため、船磯より挽船を数艘出させて、青谷に引き戻し、河口に停泊させ、海上警備の船を出して、見張るように命じて、警戒させた。しかし、通訳がないため、(鳥取に)来た理由は判明しなかった。そうしている間に、御儒者の辻権之丞が派遣され、船長の安同知と李進士、その他の一人を青谷の専念寺に招き、筆談したがその主意は明白にはならなかったとのことである。また、幕府には、早速、事情が飛檄を用いて報告された。

十二日

青谷に停泊していた異客等を今日、加路(現、鳥取市賀露)へ来させて、東禅寺を当分の宿舎とした。

二十一日

11人の異客等を鳥府(鳥取城下)へ迎えることとなり、伝馬9疋を派遣した(安同知・李進士の二人は、輿に乗ったようである)。戸田市右衛門、岡嶋藤兵衛、牧野市良右衛門が途中の路を護衛し、本町の町会所(その頃は2丁目にあり)に(安同知・李進士の二人は)居ることとなり、裏判御吟味役の羽原伝五兵衛に逗留中の世話が命じられた。そうであったところ、幕府より異客をそのまま船中に居らせる様にとのご指示の内容が、わずかに聞こえてきたため、急に湖山の青島へ仮廠を設けて、この所に移した。

さて、異船までも湖中へ引き入れて繋留したので、今(『因府年表』編纂時)に青島の南片に唐人船屋の名残のあるのは、その遺事であると聞いている。

以後、幕府より命令されたことは、「近日中に対馬藩の家臣、並びに通訳を、その表（鳥取藩）へ派遣するので、その上で異客に願いの内容があるならば、肥前国長崎の津へ船を向かわせなさい。当国（鳥取藩）は異国のことを取り扱う（外国と交渉する）場所ではないことを丁寧に説明し、異議なく承諾したならば、その方（鳥取藩）の家臣、並びに宗家（対馬藩）の役人が付き添って、長崎まで送り届けなさい。もし、拒否するならば、直ちに自国へ帆を開くよう（自国へ向けて出発するよう）に、きびしく申し渡さねばならない」ことを命令された。

ある記録には、「7月帰帆」と載せている。また、この船は「加路灘より追い放ちとなった」とも見えている。実際は、そうであろうか。この度の異国船の決着は、まだ詳しく記されたものを見ていない。また、先人（の記録）には、以前のアンペンションの行動と、2つの事件を一説に混合（1つの事件として誤り、内容を混合）しているものがある。（記録を）見る者は当然ながら、情報を見極めなければならない。

●竹嶋之書付(現代文)

鳥取藩に対する幕府の問い合わせ（元禄8年(1695)12月24日）

- 一 因幡国・伯耆国に附属している竹島は、いつ頃から両国へ附属していたのか。先祖（池田光仲）が領地として与えられる（1632年）以前からのことであるのか。あるいは、その後からのことであるのか。
 - 一 竹島は、どれくらいの大きさの島であるのか。人が暮らしてはいないのか。
 - 一 竹島へ漁採のために行くのは、いつ頃出発するのか。毎年、行っているのか。または、時折行くのか。どんな猟をしているのか。船数も多く行っているのか。
 - 一 3、4年以前、朝鮮人がやって来て、猟をしている。その時、人質として2人を捕らえた。それ以前も時々来ていたのか。来たことはなく、2年間続いて来たのか。
 - 一 この1、2年は来ていないのか。
 - 一 先年、行った時には、船数はどれくらいであったか、人もどれくらい来ていたのか。
 - 一 竹島のほかに、両国（因幡・伯耆）に附属する島はあるのか。また、両国の者が、そこで漁猟・採集を行っているのか。
- 右の事項について、知りたい。書面で提出しなさい。以上。

幕府への鳥取藩の回答（元禄8年12月25日）

- 一 竹島は、因幡・伯耆に附属してはおりません。伯耆国米子町の人、大谷九右衛門、村川市兵衛と申す者が、海を渡って漁をしているのは、松平新太郎（池田光政）が（因幡・伯耆を）領国としていた時（1617～1632年）、御奉書（幕府老中が発行した文書）によってご指示があったと聞いております。それ以前に渡海していたこともあるように聞いておりますが、そのことについては知りません。
- 一 竹島の周囲は、約8～9里程度とのことで、人は暮らしておりません。
- 一 竹島へ猟採に行く時期は、2月、3月頃、米子から船出します。毎年行っております。あの島で蝸・みち（アシカ）の猟を行います。船数は大小2艘で行きます。
- 一 4年以前、申年に朝鮮人が、あの島へやって来た時、船頭たちが（朝鮮人と）逢ったことは、その時、ご連絡しております。翌酉年も朝鮮人がきていましたので、船頭たちは逢い、朝鮮人2人を連れ、米子へ帰りましたが、その時のご連絡し、長崎へ送りました。戌年は、難風に遭い、あの島へ着岸しなかったことをご連絡しております。今年も、渡海しましたが、異国人が数多く見えたため、着岸せずに帰る際、松島で蝸を少々採りました。右のことはご連絡しております。
- 一 申年に朝鮮人がやって来た際は、11艘の船のうち6艘が難風に遭い、残り5艘があの島に留まり、53人がいました。酉年は、船3艘、人が42人来ておりました。今年も、船数も多く、人も多く見えました。着岸しなかったため、はっきりしたことはわかりません。
- 一 竹島、松島、その他、両国（因幡・伯耆）に附属する島は、ありません。

《この間、幕府から鳥取藩に対し、「松島」に関する問い合わせがあったと考えられる》

鳥取藩が幕府へ提出した「松島」に関する覚書（元禄9(1696)年1月25日）

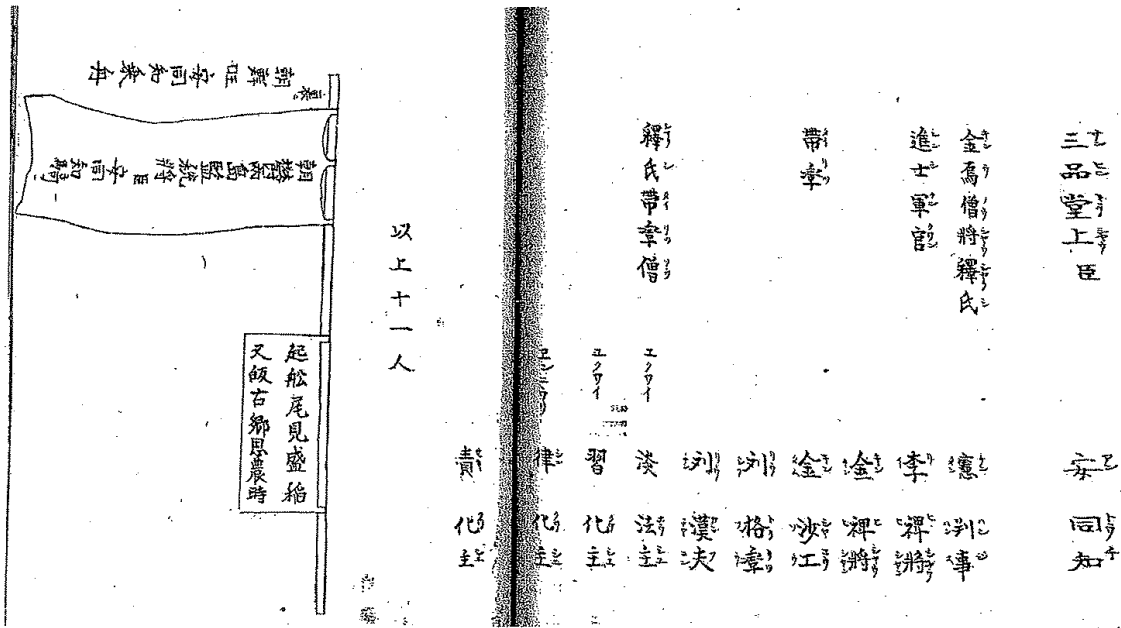
- 一 伯耆国米子より出雲国雲津（現、松江市美保関町）まで、道程は約10里。
- 一 出雲国雲津より隠岐国焼火山（現、西ノ島町）まで、道程は約23里。
- 一 隠岐国焼火山より同国福浦（現、隠岐の島町）まで、約7里。
- 一 福浦より松島へ、80里。
- 一 松島より竹島へ、40里。

別紙

- 一 松島へ伯耆国より、海路約120里あります。
- 一 松島より朝鮮へは、約80～90里もあるよう聞いております。
- 一 松島は、何れかの国に附属する島ではないと聞いております。
- 一 松島へ猟に行っているというのは、竹島へ渡海する時の道筋であるため、立ち寄って猟をしています。他領（松江藩、浜田藩など）から猟に行っているということは聞いておりません。但し、出雲国、隠岐国の者は、米子の者と同じ船で行っています。

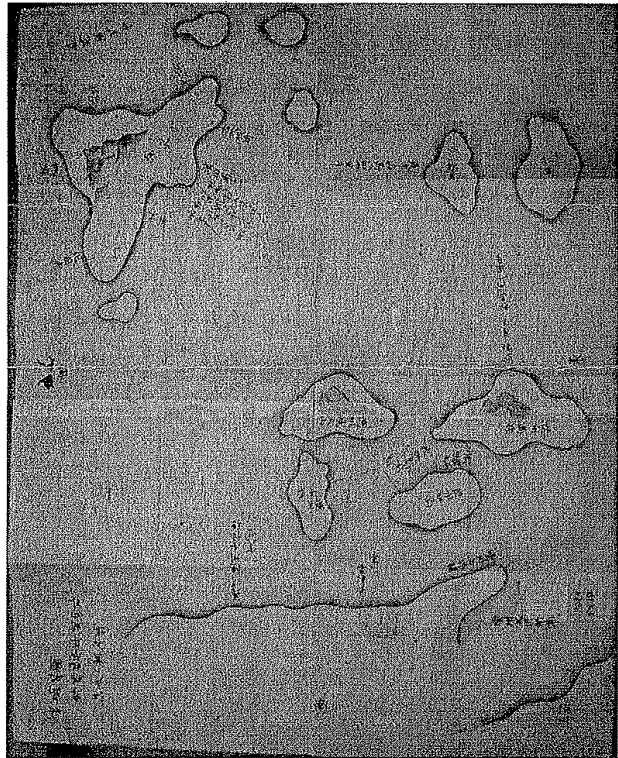
※（ ）は、文意をわかりやすくするため、補った。

●「竹島考」に記された安龍福の船印・同行者の名簿



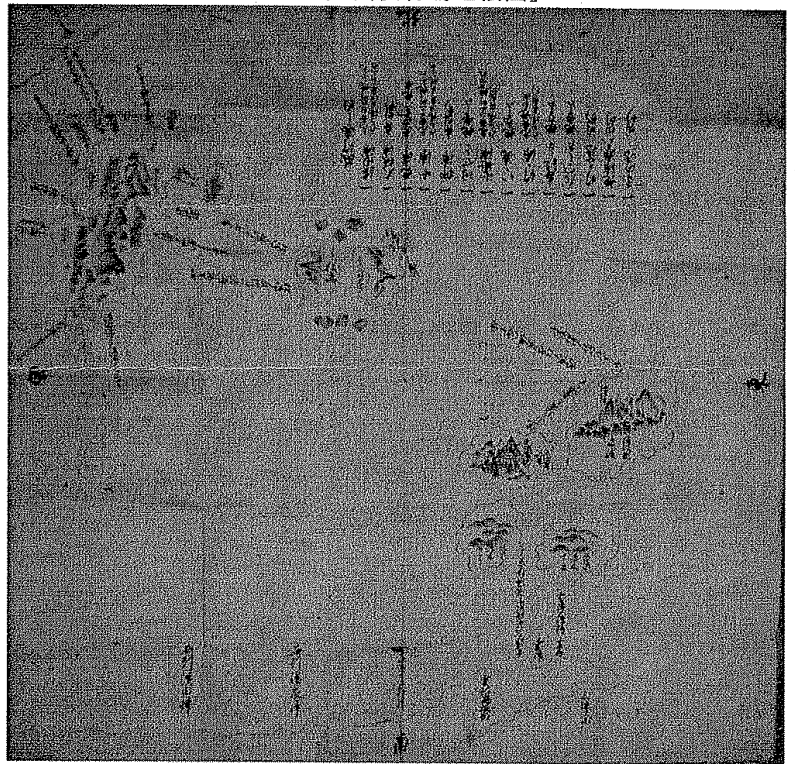
●竹島・松島の地図（幕府への提出したものもの写し：鳥取藩政資料4枚の中から）

「竹嶋之図」



享保9年閏4月に幕府へ提出したものもの写し

「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」



「磯竹嶋」と記し、港・付属の島々なども記載

==これらの史料から思うこと==

- 1 近世（江戸時代）の日本では、松島（現、竹島）の位置・地形等をほぼ正確に認識していた。
- 2 朝鮮王朝の歴史書に記された安龍福の「功績」は（帰国後の供述を記録したもの）、鳥取藩の史料からは、そのまま事実とは認められない。
- 3 前近代（江戸時代以前）には、近代国家のように主権の及ぶ明確な国境が存在しなかったのではないかと。
- 4 従来、国家間の交渉の記録のみが重視されてきたが、地方に残る史料も重要なものだと思う。